資料 3

障がい者の支援に関する施策についての意見

障害者施策推進協議会委員名	谷村　操

鳥取県民生児童委員協議会理事

No ＼ 分野	2. 保健・医療__(5)難病に関する施策の推進	担当課	回答
1	難病に関する施策の推進 30年度より大きく患者の負担が変わるとの声をきいています。わかりやすく患者に説明をしてほしいと思います。書類での説明ではわかりにくいとのことです。 （追記） 中部福祉保健局より、これまで不要だった自己負担上限額管理票を記入するよう通知があった。不思議に思い問い合わせると、平成30年度より医療費の個人負担額の算定方法が変わることになり、その算定に当該書類が必要となる、具体的にどのように変わるかは検討段階、との説明があった。直接問合せできる人ばかりではないし、はじめの通知がわかりにくく不安を感じたとの声もあったので、通知の段階でわかりやすく説明してほしかった。また、結局今後どのように患者負担が変わるのかについてもわかりやすく説明してほしい。	健康政策課	平成27年1月に施行された新たな難病医療費助成制度は、原則は重症度が高い者、または重症度が低い場合には月々の医療費が高額の者など、従前の制度に加え一定の条件が付加されたところです。 新たな制度には、3年間の経過措置期間が設けられ、旧制度から引き続き助成を受けている方については旧基準が適用されているところですが、平成30年1月からは、新たな基準が適用されることとなります。 現在受給中の方には一定期間ごとに更新手続をしていただく必要があり、次回の更新の際には新基準による審査を行う必要があることから、手続を円滑に進めるため、受給中の方に通知をさせていただき、すべての医療費について自己負担上限額管理表への記載をお願いしているものです。 「制度がわかりにくい」という御指摘はごもっともだと思いますので、受給者の方の状況により制度がどのように適用されるかを個別にお知らせするなど、より制度の内容が御理解いただけるよう工夫したいと思います。

No ＼ 分野	1. 生活支援__(1)相談支援体制の構築	担当課	回答
2	今回の倉吉の地震で、障がい者のためのベッドがなかなか届かなかったのですが、3日目に小学校の保健室より借りられてよかったので、そのことをよりはやく考えてほしい。 （追記） 手足が不自由で起き上がるのに困難がある人が避難した際、避難所にベッドがなかったため、避難所の本部にベッドを要望してもらった。しかしなかなか届かず、結局緊急で近くの小学校から借りることができた。現時点で災害時に簡易ベッド等の貸出し制度があるのかどうか承知していないが、あったとしても機能していなかったように思う。災害時、必要なときにすぐ簡易ベッド等を貸し出せる体制を整えてほしい。	福祉保健課 危機管理政策課	【福祉保健課】 第2回鳥取県中部地震等の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討会で、各市町村には県と事業者の災害時応援協定の一覧表を配付したところです。災害時に市町村で対応できない物品・備品は県に要請して対応するように確認するとともに、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」を平成28年度中には策定し、市町村に平常時からの備品等の整備を働きかけていきます。 【危機管理政策課】 一般の避難所においては、福祉避難所の受入準備が整うまで一時的に滞在される場合等、配慮が必要な方も含め、多様な方が避難されることを想定しており、それぞれに必要な配慮が整うよう引き続き市町村、福祉関係者等と協力して良好な避難所環境の整備に取り組みたいと思います。 また、必要な物資について被災していない地域や関係先からの提供、流通物資の調達などの方法についても検討を進めていきたいと思います。

障害者施策推進協議会委員名	山根　裕

（社福）鳥取県身体障害者福祉協会理事

No ＼ 分野	1. 生活支援＿（4）サービスの質の向上等	担当課	回答
3	65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスになるが、そのサービスはリースになるため利用者負担が増える。 （追記） 補装具及び福祉用具について。介護保険サービスでは福祉用具はリースとなっているが、給付とすることで自己負担も公費負担も減るのではないか。県や市町村から国に要望することはないのか。	長寿社会課	介護保険制度における福祉用具については貸与が原則となっていますが、平成23年の国の「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」では、「『貸与から販売への移行』または『貸与と購入の選択制を導入してはどうか』」との意見も提起されてました。その意見については、平成28年の国の社会保障審議会介護保険部会においても取り上げられていたところ、県としては、このような国の動向を注視していきたいと考えています。 なお、障がい者の方が65歳以上になり、要介護認定者となった後は、基本的に介護保険サービスを利用することとなりますが、補装具については障がいの状態に応じて障がい福祉サービスでの利用が可能となることがあります。また、福祉用具についても、障がいの状況等により、介護保険サービスの利用が困難な場合には、市町村の判断により障害福祉サービスの利用も可能となることがあります。

No ＼ 分野	5. 情報アクセシビリティ＿（2）情報提供の充実等	担当課	回答
4	今年4月から障害者差別解消法ができたが差別解消法を知らない行政職員が多くいる。	障がい福祉課（社会参加推進担当）	4月に障害者差別解消法が施行となり、県では研修会を開催し、普及・啓発を行いました。また職場においても、人権研修などにおいて障害者差別解消法に関する研修を行うなど周知に努めています。 このほか、民間事業者向けにも法を遵守していただくため、研修会を開催し、普及啓発に努めています。

No ＼ 分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援＿（3）障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	担当課	回答
5	就職するまでに仕事ができるかできないか無料で仕事に出ることなど不思議である。 （追記） 障がいはあるものの、はじめ一般就労し、その後退職された方の実際のケースである。その方はまずハローワークに相談されたが、障害者就業・生活支援センター しらはまに相談するよう勧められた。これを受けセンターに相談したところ、ある事業所を紹介された。そこで就労アセスメント期間として2週間～1か月働いたが、その期間分の賃金はなく、生活に困ってしまった。また結局そこで就労することもできなかった。健常者ならそんなことはないはずだ。障がいがあるからいうことで、一定期間とはいえ無給で働かせられる制度になってしまっているのではないか。	就業支援課 障がい福祉課（就労支援担当）	就労アセスメントは、支援対象者の就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を把握するために行うものであり、雇用契約も結ばれていないことから、期間中に賃金が支払われることはありません。 就労アセスメントの期間については、支援対象者の同意に基づき決定されるものですが、実施にあたっては事業所の担当者とよくご相談の上、無理のない範囲で実施していただくようお願いします。

障害者施策推進協議会委員名	田中　啓子

鳥取県手をつなぐ育成会理事

No ＼ 分野	3. 安全・安心＿（1）防災対策の推進	担当課	回答
6	防災対策についておたずねします。地震等の災害が発生した場合障がいのある方を優先して受け入れてもらえる福祉避難所の設置が必要と思われますが、現在どのように調整されているのでしょう。また備蓄についてどれ位確保してあるのでしょうか。 （追記） 福祉避難所の設置について、鳥取市では立ち上げの準備をしているところとの話を聞いたが、他市町村ではどのような状況なのか、また県との連携や県全体での調整はされているのか。また、福祉避難所が立ち上げられている場合もしくは立ち上げ準備を行っている場合、毛布・飲料水・簡易トイレ等、一般に生活にすぐ必要となるものは、だいたい何日分くらい用意することを想定しているのか。	福祉保健課 危機管理政策課	【福祉保健課】 福祉避難所については、避難所で避難生活を送ることが困難な、障がい者、妊産婦、要介護高齢者、難病の方等の要配慮者及びその御家族等の支援者を対象として、バリアフリー化された施設を各市町村が指定しています。市町村へは会議等を通じて、継続して指定を働きかけており、平成28年４月１日時点で県内では143箇所が指定されています。また、鳥取県中部地震等の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討会で、各障がい者団体からの御意見を踏まえて、避難所と福祉避難所での課題を整理して、県としては、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」を平成28年度中には策定し、市町村に福祉避難所の設置推進を働きかけていきます。 【危機管理政策課】 本県で発生する可能性を否定できない最大の地震による避難者数は、現在2万2千人で、県内の物資流通が完全に止まることまでには至らないと想定されています。この被害想定に基づいて避難者総数に必要な毛布や簡易トイレ等、また1日分の食糧等を県と市町村が協力して備蓄し、併せて各種民間事業者や他の自治体等から応援を受けることとしています。

No ＼ 分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援＿（1）障がい者雇用の促進	担当課	回答
7	工賃3倍計画が推進されていて、工賃の底上げのためにかえって仕事がなくなっているという話を聞きます。今までは、少しの支援があれば障がいのある方もできていた仕事が、収益を上げるために「早く、早く」とせかされ、時間がかかる方は辞めざるを得ない、就労から支援に変わっている方があるようです。工賃アップと就労継続を両立できる良い案があればと思います。	障がい福祉課（就労支援担当）	県が策定している工賃３倍計画は、就労系事業所を利用されている障がい者の工賃向上を図るために策定したものではありますが、事業所は障がいの特性や程度、意向等を踏まえながら、工賃向上の取組を支援することとされており、作業効率向上だけを求めているものではありません。計画の趣旨について、研修の機会を通じて改めて周知を図っていきたいと思います。

障害者施策推進協議会委員名	市川　正明

（公社）鳥取県視覚障害者福祉協会会長

No ＼ 分野	2. 保健・医療＿（6）障がいの原因となる疾病等の予防・治療	担当課	回答
8	他県に比べて、本県でのロービジョンケアが遅れているように思いますが、眼科医との連携など進められませんか。 （追記） ロービジョンとは、手帳は所持していないが、視機能が弱く矯正もできない状態を指し、ロービジョンの方は手帳を所持している視覚障がい者よりも多いと推計されている。県外には「ロービジョン外来」といったロービジョンを専門に扱う病院・眼科医もいるが、鳥取県内にはこれが少ないように思われる。医療的な環境を整備するとともに、福祉との連携も進められないか。	医療政策課【医療環境の整備】 障がい福祉課（情報AC担当）【弱視者への支援】	【医療政策課】 本県のロービジョンケアに関する現状把握、必要な対策について、県内の医療関係者（団体）と協議します。 【障がい福祉課】 医療政策課と連携し、上記対応を行います。

No ＼ 分野	4. 生活環境＿（4）障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	担当課	回答
9	県としても、JRに対して、白杖シグナルの啓発をしていただくとともに、安全性向上のために、ホームのアナウンスで、時々「単独の視覚障がい者の方を見かけられた際には、お声がけをお願いします」といった注意喚起の放送をしていただくようお願いしたい。（本会でも直接JRにはお願いするつもりですが、側面からもお願いします）	障がい福祉課（情報AC担当）	白杖を掲げる合図は、1977年に福岡県盲人協会が提唱し、2015年3月に岐阜市が「白杖SOSシグナル」としてシンボルマークを制定、日本盲人会連合会や内閣府も普及を目指していると聞いています。内閣府のホームページにも、日本盲人会連合推奨マークとして紹介されています。 また、本県においては、あいサポート運動を推進するハンドブックに、このシグナル及びサポートの方法を掲載しており、あいサポート研修等において普及啓発を図っています。 白杖の啓発、及び注意喚起のアナウンスについて、関係部署と連携してJRに要請します。

No ＼ 分野	4. 生活環境＿（4）障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	担当課	回答
10	視覚障がい者が単独歩行時、一つの手がかりとなるよう、バス停が明確にわかるような工夫をしていただきたい。例えば「どこそこバス停です」といった音声ガイドとか一定の小音量の音を流し、そこに点字表示をする、など。	交通政策課 障がい福祉課（情報AC担当）	【交通政策課】 各市町村やバス事業者等で構成する地域交通協議会の中で共有し、誰もが利用しやすいバスの利用環境に向けて意見交換したいと思います。 【障がい福祉課】 バス停のほか、視覚障がい者が暮らしやすい環境づくりについては、関係部署と一緒に検討したいと思います。

障害者施策推進協議会委員名	諸家　紀子

（公社）鳥取県聴覚障害者協会理事

No ＼ 分野	3. 安全・安心＿（1）防災対策の推進	担当課	回答
11	《地震》2016年10月21日、鳥取中部地震にて、聞こえない方、聞こえにくい方が、対策情報・防災情報・生活情報を得ることができないという課題が出ました。 （追記） 携帯電話を持っていない方も多く、トリピーメールが受信できない中、防災無線での情報提供が音声のみであり、ファクシミリなどでの情報提供がなかった。町職員が伝達に来たケースもあるが、タイミングが遅くなってしまう。またNHKの放送は、全国版は字幕があるが鳥取局の放送に字幕がない。	障がい福祉課（情報AC担当）	一部の市町村で配布されている市町村防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付き）等、防災無線の視覚化について、また、ファクシミリなどあらゆる手段での情報提供を、関係機関と連携しながら引き続き市町村に働きかけていきます。 また、市町村防災行政無線で放送される避難勧告や津波警報、土砂災害警戒情報などの緊急情報は、あんしんトリピーメールでも配信されるほか、Lアラートを通じてテレビのデータ放送でも提供されますので、こちらもご活用ください。 テレビの字幕放送については、国では、障害者基本計画の中で、字幕放送（CM番組含む）、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図るとし、NHK総合及び在京キー5局の放送番組の放送時間に占める字幕放送の時間の割合について、平成29年度までに100%を目標としています。地方版を含めたNHKや民放のテレビニュースに字幕及び手話通訳を挿入することを推進するよう、国に対して要望していきたいと思います。

No ＼ 分野	5. 情報アクセシビリティ＿（2）情報提供の充実等	担当課	回答
12	《公的施設での情報保障》あらゆる情報にアクセスしにくい。聞こえない方、聞こえにくい方でも情報アクセスができるように、見てわかる情報を提供するための設備を充実してください。	障がい福祉課（情報AC担当）	具体的な内容を伺いながら、関係機関と連携して対応を検討していきたいと思います。

No ＼ 分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__（2）教育環境の整備	担当課	回答
13	《ろう学校教職員の手話習得》ろう学校での教育環境について、教職員の皆さまは見てわかる教材の工夫をされ、大変努力をしておられ、生徒にとって大変わかりやすい授業であると思います。しかし、教職員の手話については、毎年手話検定を受検され、技術向上に努めておられますが、技術習得には個人差があるもののある程度の時間がかかります。技術を習得されたころに異動になる先生方が多く、生徒の立場からすれば、生徒自身の手話も身につかず、いつも中途半端な手話の環境に置かれることになります。ろう学校の教職員の異動について考慮していただき、生徒の教育環境の一層の整備を図ってください。地域の学校においても同様であり、ひとりぼっちの聞こえない子どもを無くし、教育環境を充実してください。	特別支援教育課	特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、小中学校への助言・支援を引き続き行っていきたいと思います。 教職員の異動については、可能な限り考慮し、生徒の教育環境の一層の整備を図りたいと考えています。

障害者施策推進協議会委員名	村岡　信壽

鳥取盲ろう者友の会会長

No ＼ 分野	1. 生活支援__（5）人材の育成・確保	担当課	回答
14	盲ろう高齢者が例えばショートステイを利用しようと思っても対応できる職員がいない。職員への研修を考えることはできないか。弱視・難聴の高齢者は多いと思われるので全体としては介護の質の向上につながると思う。	長寿社会課 障がい福祉課（情報AC担当）	障がい者の方が65歳以上になり、要介護認定者となった後には、基本的に介護保険サービスを利用することになりますが、障がいの状況等により、介護保険サービスの利用が困難な場合は、市町村の判断により障害福祉サービスの利用も可能となることがありますので、市町村の窓口にお問い合わせをお願いします。 なお、介護保険サービス事業所や施設では、職員の資質向上のための内部研修の実施や外部研修等を受講して高齢化に伴う身体等の障がいに対応する介護技術の向上を進めています。 また、介護職員初任者研修修了者や介護職員実務者研修修了者等は、その資格取得研修において「老化の理解」や「障害の理解」等の科目を修了しています。

障害者施策推進協議会委員名	岡本　ちえ

全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部理事

No ＼ 分野	1. 生活支援__（1）相談支援体制の構築	担当課	回答
15	障がい児の保護者で子どもが国の福祉サービスを利用していないと相談支援と接点をもつことがなく、この相談支援自体を知らずに困っている方が少なくない。相談支援のわかりやすい周知がまだ必要だと思う。	子ども発達支援課 障がい福祉課（生活支援担当）	【子ども発達支援課】 相談支援窓口の周知については、市町村や相談支援事業者等と連携し、日頃から相談支援との関わりを持ってもらえるような方策を検討していきたいと思います。 【障がい福祉課】 県が行う市町村実地指導等において、相談支援を含めた障がい者支援制度の周知に努めるよう依頼しているところです。今後も引き続き働きかけていきたいと思います。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（1）相談支援体制の構築	担当課	回答
16	相談員の不足を感じている。人材の養成と確保、特に経験を重ねていく相談員を確保してほしい。（有資格であっても、異動・退勤などで、実質相談員として働いていない方もいる）	障がい福祉課（生活支援担当）	県は、相談支援専門員養成研修を実施し有資格者の増を図るとともに、専門コース別研修を実施するなどして質の向上を図っております。これらの研修を引き続き実施することにより、人材確保を図っていきたいと思います。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（2）在宅サービス等の充実	担当課	回答
17	中部の医療的ケアのある在宅の重症児者の家族の急な所要対応を頼める事業所（短期入所、訪問介護、訪問看護等）がなく、困っている。特に、土日・祝日・平日の夕方以降の急な所要に困り、定時の経管栄養ができず、子どもの介護に影響が出ている。	障がい福祉課（障がい福祉サービス担当） 子ども発達支援課	【障がい福祉課】 中部では、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金を活用して施設整備を現在行っている短期入所事業所があり、重症児者の受け入れを予定されています。 今後も同様の施設が増えるよう機会を捉えて、法人に呼びかけていきます。 【子ども発達支援課】 県において、医療型ショートステイ整備等事業により短期入所が利用しやすい体制を推進していますが、障がいのある子どもたちが利用するサービスの更なる拡充が必要と認識しており、引き続き、サービス事業者や市町村等に対して、利用者や保護者のニーズに応じたサービスの提供や拡充等について働きかけるとともに、拡充等の方策について検討していきたいと思います。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（2）在宅サービス等の充実	担当課	回答
18	地域の日中一時支援事業のサービス支給量が年々厳しくなっている。ある町では「日中」という言葉が使われているので日中以外の時間を考えない、という説明で17時以降の利用を不可に改悪され、共働きの家族、きょうだいを育てている家族、介護負担の多い家族などは本当に困っている。まず、このような解釈をされないように国に名称変更を訴えてほしい。そして、名称にとらわれず、本来の在宅生活を支えるべきサービスであるよう柔軟に対応してほしい。	障がい福祉課（生活支援担当）	日中一時支援事業の名称変更について、国への働きかけは考えておりませんが、当該事業は市町村の判断により柔軟に実施できる地域生活支援事業のメニューの一つであることから、ご要望の趣旨については、機を捉えて市町村にお伝えしたいと思います。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（2）在宅サービス等の充実	担当課	回答
19	中部療育園の仮設移転計画について当事者も交えて具体的に検討していただきたい。	子ども発達支援課	中部療育園については、施設が老朽化、狭隘化していることから移転改築することを検討していますが、この検討に当たっては、利用者（保護者）、障がい児者関連団体、教育機関、医療等の関係者で構成する「中部療育園移転改築検討会」を立ち上げ、この検討会において協議することとしています。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（2）在宅サービス等の充実	担当課	回答
20	中部の重症児、難病児が米子の医大に定期通院している現状がある。厚生病院の専門医の外来時間は15分で十分とは言えないこと、予約がとりづらいこと等が背景にあると思う。医大と厚生病院の連携で厚生病院の専門外来の専門性を高め、必要とする方が利用しやすくしてほしい。	子ども発達支援課 病院局	【子ども発達支援課】 鳥取大学医学部附属病院と厚生病院の連携については、今後、機会をとらえて関係者に話をしてみたいと思います。 【病院局】 厚生病院の脳神経小児科医師が中部療育園の業務を兼ねた体制であり、専門領域の治療に対する需要が多いため、診察や、予約に制約が生じておりますので、中部療育園と厚生病院それぞれの診療体制の充実に向け、鳥取大学に対し、人材の確保について要請しているところです。

No ＼ 分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__（1）インクルーシブ教育システムの構築	担当課	回答
21	インクルーシブ教育の具体的な活動として、地域の健常児の教育活動の中に障がい児との関わりを項目や目標に設けてみるのはどうか。共生なので健常児発の視点があってもよいと思う。	特別支援教育課	小中高等学校等と特別支援学校との間、通常の学級と特別支援学級との間で、交流及び共同学習の推進に努めているところであり、計画的・組織的推進に向けて、引き続き理解啓発に努めていきたいと思います。

No ＼ 分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__（2）教育環境の整備	担当課	回答
22	訪問学級の教員、介助員を増員してほしい。病棟での教育的な関わりをもっと充実させてほしい。	特別支援教育課	教職員については、定数どおりの配置をしているところです。また、病棟での教育的な関わりについては、状況の把握に努めていきたいと思います。

No ＼ 分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__（1）障がいを理由とする差別の解消の推進	担当課	回答
23	重症児者とその家族の生活権を理解してほしい。行政側と福祉サービスの支給量で話し合うと、支給者全体の中での平均的な支給量を提示される。しかし、重症児者は医療的なケアも含め、子どもも家族も複数の福祉サービスを組み合わせながらやっと生活している。重症児者が在宅生活を日々維持していくのも障がい特性のひとつととらえる視点を持ってほしい。	子ども発達支援課	サービス支給量の決定については市町村が判断して行うことから、御意見があったことは市町村に伝えたいと思います。 また、鳥取大学医学部と連携して、重症児者と家族に対する周囲の理解を深めるためのシンポジウムを開催するなど、情報発信強化についても取り組んでいきたいと考えています。

No ＼ 分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__（1）障がいを理由とする差別の解消の推進	担当課	回答
24	福祉サービスの利用が医療的なケアの有無で断られる（有資格者のいる事業所であっても）ことがないようになってほしい。	障がい福祉課（障がい福祉サービス担当）	県では重度障がい児者支援事業により、サービス報酬の上乗せ補助を行っていますので、補助の活用と重症児者の支援について、機会を捉えて法人に呼びかけていきます。

No ＼ 分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__（1）障がいを理由とする差別の解消の推進	担当課	回答
25	重症児者には車椅子、座位保持装置などの補装具が生活に欠かせず、個々に合ったものを幼少期から支給されている。現在、者となると学校・職場での利用をする者に限って特例的に2台所有が認められるが、他の者は学校を卒業したと同時に2台所有は認められていない。重症者の大半は進学・就職を願っていてもできない状態で、通所生活をしている。重症児者にとって通所することは進学・就職と同等と認めてほしい。学校・職場と同等と認めて上記の補装具の支給と同じにしてほしい。国の補装具に対する考え方を是正するように求めてほしい。	障がい福祉課（認定担当）	補装具の支給数は、原則として、1 種目につき1 個ですが、身体障害者・児の障害の状況、環境に応じて、職業上または学校教育上など、特に必要と認めた場合には、2 個目の支給も認めているところであります。 そのため、学校や職場での利用者は複数支給を認めて、通所生活においては複数支給を認めないというものではなく、個々の事案に基づいて、障害の状況や環境等を勘案した上で、その必要性を判断して支給の可否を決めております。

障害者施策推進協議会委員名	南前　素子

（特非）鳥取県自閉症協会理事

No ＼ 分野	1. 生活支援__（5）人材の育成・確保	担当課	回答
26	自閉症・発達障害への理解・啓発の研修や強度行動障害への研修等、充実が図られていると感じています。しかし机上の研修のみでは現場への実践になかなか活かすことができません。過去に『エール』の主催で行われていた「トレーニングセミナー」を再度企画していただきたい。各年齢別であることと基礎編からステップアップ編・フォローアップ編と継続されるセミナーを希望します。	子ども発達支援課	『エール』が平成25年度まで実施していたトレーニングセミナーについては、その後、講師の認定要件が厳格化され、国内でトレーニングセミナーを実施可能な講師がほとんどいないため、今後、実施することは困難です。 なお、『エール』など県主催の研修については、今後さらに充実できるよう引き続き取り組んでいきます。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（3）障がい児支援の充実	担当課	回答
27	ペアレントトレーニングについては、すでに国が予算化し、県には発達障害者支援体制整備事業による養成講習会の実施、市町村においては障害者総合支援法の「地域生活支援事業」で研修会を行うことが可能な状況です。すでに市町村の中にはペアレントトレーニングに取り組まれ、継続して行われている自治体もありますが、まだ着手されてない町村もあり、予算がついているうちに取り組んでいただき、継続実施できる仕組みつくりを希望するものです。 またこのペアレントトレーニングは、診断のついていないグレーゾーンの子ども達にも有効であり、親御さんが子どもへの関わりを早期に知ることで、2次的な不適応を予防出来たり効果が見られます。健診後のフォロー教室や保育園・幼稚園の保護者研修等にも取り組めるのではないかと考えられます。早期からの正しい関わり方があると、親子ともども安定した生活を送られると思うところです。	子ども発達支援課	発達障がいのある子どもの保護者を対象としたペアレントトレーニングについては、平成27年度に県立療育施設及び児童発達支援センターの職員を対象とし、平成28年度は市町村の発達障がい担当職員等も対象に加えて実施したところ、7市町村から受講者がありました。平成29年度は受講していない市町村にも声をかけ、全市町村でペアレントトレーニングが実施できるよう整備を進めていきます。 また、ペアレントトレーニングの実施にあたっての課題等を解決できるように検討会を実施し、継続実施できるようサポートしています。 また、発達の気になる子どもの保護者を対象としたペアレントトレーニングは、平成26年度に、県内の全保育所、幼稚園、市町村担当課を対象として講習会を実施しました。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（4）サービスの質の向上等	担当課	回答
28	児童発達支援・放課後等ディサービス等の事業所が数多く立ちあがり、学齢期までの福祉サービスの充実を感じています。しかし事業所によって支援の格差があり、自閉症・発達障がいの特性を踏まえたサービスであることが必須と思われます。施設支援員の研修の充実やサービスの質と安定が保てられているかどうかを、主となって把握する機関をもうけて安定したサービスが受けれられるようにお願いしたい。	子ども発達支援課	事業所職員を対象にした発達障がいに関する研修を実施しており、今後も引き続き実施したいと考えています。 また、放課後等デイサービス事業所に対しては、ガイドラインの周知徹底など支援の質の向上、充実を目的とした研修会の開催を検討しており、今後も放課後等デイサービス事業者の質と安定が更に保たれていくよう、従業員向けの研修等に取り組んでいきたいと考えています。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（4）サービスの質の向上等	担当課	回答
29	特別支援学校卒業後の生活の場所として「生活介護事業所」の受け入れ先が少なく、週何カ所かを利用したりと安定した毎日を確保するのが難しい実態がある。また、2次障害としての強度行動障害がある場合は、支援者とのコミュニケーションが取りづらいため、事業所からは支援者が足りないからと他事業所を薦められたり、入所を促されたりとある。重度の方が安定して事業所を利用できるように、環境の整備や一貫した支援か受けられる「生活介護事業所」を作って欲しい。平成30年度に西部やまと園が新築移転と聞くが、ぜひにモデル園となるような「生活介護」の場所となり、各生活介護事業所への支援が広がるようにをお願いしたい。	障がい福祉課（障がい福祉サービス担当）	鳥取県社会福祉施設当施設整備費補助金については、県障害福祉計画における計画値（需要見込み）とサービスの供給量の差が大きい、つまり、地域において充足していないサービスを優先して、国庫協議を行っているところです。ご指摘のとおり、生活介護事業所は全県的に不足しており、優先して国庫協議を行っています。 現在の「西部やまと園」は老朽化し、また、行動障がい支援のためにハード面においても十分な施設とは言えないため、現在（福）鳥取県厚生事業団が平成29年度末完成を目指して、県の鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金を受け、施設整備を行っているところです。 強度行動障がいの支援の今日的な知見を生かして、施設整備をするよう計画を聞いていますので、西部圏域のモデル施設となることを、県も期待しています。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（1）相談支援体制の構築	担当課	回答
30	自閉症支援モデルとなるようなケアホームがほしい。今や、自閉症等発達障がいの人の支援手法は確立しつつありますが、特化したケアホームはいまだ無いのが現状です。在宅の重度自閉症者の将来の住まいのあり方としてのモデル的なケアホームを立ち上げを要望します。	障がい福祉課（障がい福祉サービス担当）	県内に自閉症に特化したグループホームはないものと認識していますが、行動障がい者の受け入れを行っているグループホームは県内に既に立地し、民間事業者により運営されています。自閉症に特化するというより、在宅支援に困難がある方について、今後必要な検討を行います。 また、県が運営主体となってグループホームの設置をすることは考えていませんが、民間事業所が設置する場合については、国庫補助を活用した施設整備補助により、施設整備に関するハード面の、また、夜間の支援が必要な方については市町村とのソフト面での運営費補助を行い、支援を行っています。

No ＼ 分野	2. 保健・医療__（1）保健・医療の充実等	担当課	回答
31	診療待機者2～3か月待ち解消のためか、小児科にかかっていても成人になると精神科へ変わらないといけない状況がある。「発達精神医学」というが、医療も一生涯の支援である。思春期から青年期へのつなぐ仕組みづくりをお願いしたい。精神科のDr.には、発達障がいの特性を知った上での生涯を通した医療支援の視点を持って欲しい。	障がい福祉課（精神保健担当）	小児科は、基本的には乳幼児や学童を対象としている診療科であるため、患者が青年期を迎えたときは、青年・成人を対象とした診療科を受診することになります。 なお、小児科から精神科への移行の際は、かかりつけ医と精神科医が個人の状況や周辺の環境を情報共有しながら支援策を考えていくことが最良と考えられます。新たな仕組みづくりについて何かよいアイデアなどございましたら、是非ともご提供くださるようお願いします。 また、精神科でも発達障がいに対応できる医療機関はありますので、かかりつけ医によく相談の上、信頼できる医療機関を受診してください。

No ＼ 分野	2. 保健・医療__（4）人材の育成・確保	担当課	回答
32	平成28年度より、各圏域の拠点医療機関が、地域の小児科医等が発達障害の診断と支援を行えるように研修をすることになったが、現状と進捗状況を聞きたい。	子ども発達支援課	今年度は地域の小児科医4名が発達障がい診療協力医として、発達障がいの専門医の診療施設での実地研修を実施しています。 来年度も本研修を継続する予定としており、地域の小児科医と専門医との連携や役割分担を深めていきたいと考えています。

No ＼ 分野	3. 安全・安心＿（1）防災対策の推進	担当課	回答
33	10月21日鳥取中部地震がありました。ライフラインの早い復旧や県・市町村の素早い対応をありがたく思います。突然の環境の変化へうまく対応できないのが、発達障害の特性でもあります。また今後、地震が終息してもフラッシュバックや精神的な症状が後で出てくる可能性も多いと思われます。今後、より大きな地震により、避難所をたくさんの方が利用する状況になる可能性もありますので、避難所のさらなる整備をお願いします。 また、各市町の福祉避難所の整備状況は違い、契約をしてもその後のマニュアルや具体的な計画の作成が必要ですが、まだできていないところもあります。福祉避難所の早い整備をお願いするとともに、現在の整備状況を教えてください。震災後の自閉症、発達障がい児（者）への精神的な支援は必須と思われます。各機関の連携による支援体制のさらなる充実をお願いします。（支援体制を教えてください） 福祉保健課が開催を予定されている、熊本の震災を受けての検討会では、以下の3点を重点項目としてお願いしております。①地域の避難所は周りのみなさんの迷惑になることが予想されるため、利用できないと考えている人が多いです。そこで避難所には子どもの事を説明してくださるような福祉コーディネーターや、支援物資を並んでもらって来てくださる支援者を置いて下さるようにお願いします。避難所には個人的な空間が保てるようなスペースも準備してほしい。②特別支援学校は福祉避難所として定められていないと思うので、早急に準備を進めていただき、各市町村との契約をお願いします。③要援護者登録後の動きが何もなく、個別計画の策定や本人を交えた防災訓練の必要を感じています。	福祉保健課 危機管理政策課	【福祉保健課】 福祉避難所については、平成28年４月１日時点で県内では143箇所が指定されています。県としては、鳥取県中部地震等の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討会で、各障がい者団体からの御意見を踏まえて、避難所と福祉避難所での課題を整理して、意見を反映させた「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」を平成28年度中には策定し、市町村に福祉避難所の設置推進を働きかけていきます。また、要支援者の支援体制については、鳥取県中部地震において避難所での医師、看護師、保健師の巡回や必要に応じて施設や医療機関との連携が行われていたことから、市町村への更なる体制強化を働きかけていきます。 【危機管理政策課】 一般の避難所においては、福祉避難所の受入準備が整うまで一時的に滞在される場合等、配慮が必要な方も含め、多様な方が避難されることを想定しており、それぞれに必要な配慮が整うよう引き続き市町村、福祉関係者等と協力して対象を検討し良好な避難所環境の整備に取り組みたいと考えています。 また、必要な物資について被災していない地域や関係先からの提供、流通物資の調達などの方法についても検討を進めていきたいと思います。

障害者施策推進協議会委員名	大本　裕之

県腎友会会長

No ＼ 分野	1. 生活支援＿（1）相談支援体制の構築	担当課	回答
34	・本年度から、腎臓病患者に特化した相談会がスタートしました。なかなか周知しきれていないところもあり、件数は少ないですが、深刻な問題も相談されています。透析施設だけでなく、市町村行政などにもお世話になりその周知に努める必要性を感じています。 ・相談員の研修の必要性も感じています。（現状は、年2回相談員同士の研修と全腎協主催の研修会2年に1回）） ・近年、学校教育の場でも多様化がすすんでいる。障がい児は特別支援学校、特別支援学級、通常学級などに全体の2．71％（約28万5千人）いるといわれている。その中で、小、中、高の連携は取れているのでしょうか。（教育内容も含めて）特に、中学校から高校へと向かう時の保護者、生徒への対応が非常に遅れているように感じる。例えば、進路の問題を中学校1年時から話し合われているのか、目標をもって生活できているのかなど。保護者との話し合いは絶対必要（進路選択が迫ってからの相談では遅い。定期的な話し合いが必要だと思う。）。	障がい福祉課（生活支援担当） 特別支援教育課	県では「腎友病患者サポート事業」により、貴団体へ補助を行っており、当該補助を活用して頂きながら相談の着実な実施を行うとともに、その周知を図って頂ければと思います。また県では、鳥取県厚生事業団に委託し相談支援専門員養成研修等各種の研修を実施しておりますので、これら研修への参加もご検討いただければと思います。 早期から個別の教育支援計画の作成・活用を推進してきており、保護者との共通理解も進めながら校種間への引継ぎの活用推進を図っているところです。中学校から高等学校への引継ぎについては、平成23年度入学者からシステム化を進めてきたところです。進路相談についても、早い段階から教育相談を行うことは重要であると認識しており、今後も市町村教育委員会や各学校への情報提供、理解啓発を進めていきたいと思います。

No ＼ 分野	2. 保健・医療__（1）保健・医療の充実等、（6）障がいの原因となる疾病等の予防・治療	担当課	回答
36	・CKD(慢性腎臓病)から、腎不全、透析（内部障がい者）・移植へという段階を経て、私たちは今日生かされているんですが。私たちもCKD対策として、啓発活動を年1回当会が県民講座を主催しています。(県民の方やCKDの患者の方参加が少ない)さらに、医師、行政、患者が手を組んで、せめて話し合える体制を作ってほしい。 ・また、初期治療が大切ともいわれています。治療技術は日々変化しているが、あまりにも県内の病院で格差が大きいといえる。専門医に当初から見ていただいていたらという声をよく聞く。専門医を育てていただきたい。	健康政策課 医療政策課	【健康政策課】 鳥取県健康対策協議会でリーフレット（医療機関編・一般編）を作成し、関係機関等に配布、活用を図り、医療機関や保健指導従事者を対象とした研修会や鳥取県腎友会との協働による県民健康講座を開催し、世界腎臓デーに併せ県政たより等で慢性腎臓病について啓発を実施しています。引き続き啓発を行い周知をはかっていきたいと考えます。 【医療政策課】 診療報酬の見直し等により腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく予定です。

No ＼ 分野	2. 保健・医療__（1）保健・医療の充実等	担当課	回答
37	・地域医療構想が進んでいるように感じていますが、入院時の病床の減少や合併症にいつも気を使っている透析患者の入院は透析施設と入院施設があることが一番なのですが、果たしてこの地域医療構想の中に組み入れられるのでしょうか。	医療政策課	地域医療構想では、病床の機能の分化及び連携の推進により、医療機関の役割分担・連携を進めることとしていまが、そのための取組も医療機関の自主的な判断を基本としており、それぞれの地域にふさわしい透析医療の提供について関係医療機関が連携しながら進めていただきたいと考えています。

No ＼ 分野	3. 安全・安心__（1）防災対策の推進	担当課	回答
38	・日頃から治療、食事制限、水などが必要な障がい者にとって、治療施設・食事・水の維持の確保が一番である。特に、治療施設の確保は一番です。これは、病院任せでしょうか？	医療政策課	県としては、障がい特性に応じた避難所の設置について、市町村に配慮を求めます。特別な医療（透析）については、昨年の鳥取県中部地震においても、透析医療機関の水の確保や患者の転院搬送など、施設の早期復旧や圏域外の医療機関との連携調整に努めたところであり、今後も、災害時での患者の対応先を迅速に確保できるよう努めていきます。 また、避難所での食事制限については、非常時ということもあり、基本的には自己管理による対応になりますが、避難所に配置されている保健師等がサポートに努めます。

No ＼ 分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__（1）障がいを理由とする差別の解消の推進	担当課	回答
39	・今回、ある著名人が、9月19日「自業自得の人工透析なんて、全員自己負担にせよ！無理だと泣くならそのまま殺せ！今のシステムは日本を滅ぼすだけ！！」という題のブログを書き込みました。たくさんの透析患者の方が心を痛め、憤りを覚えました。これに対して当事者が抗議文を出し、謝罪、ブログの削除を求めましたが、ますます、馬鹿にしたようなブログが続きました。10月6日に他のテレビ局の降板が決まり、ブログも終えました。こんな時、手の打ちようがなく、その情報は垂れ流し状態でした。どうにかならないものなのでしょうか？ ・また、最近障がい者に対する攻撃的な行為（障がい者施設、病院での）が多いように思います。弱い立場の者が攻撃される社会を感じます。 ・私たち自身も今できることをしっかりしながら、思いあって生活しようと話し合いました。	障がい福祉課（社会参加推進担当）	当該発言については、心が痛みました。 障がい者に対する理解が進んでいない現状を改善していくために、今後も「あいサポート運動」を進め、県内だけでなく全国に向けても情報発信に努めていきます。 多くの障がいを理解していただき、共生社会の実現に向けて「あいサポート運動」を普及する取組を行っていきたいと考えています。

障害者施策推進協議会委員名	森田　多賀枝

県高次脳機能障害者家族会会長

No ＼ 分野	1. 生活支援__（1）相談支援体制の構築	担当課	回答
40	現在の行政は担当者が頻繁に代わるので、相談の継続性を望めない。相談窓口として家族会や当事者会を紹介されることが多くなっているが、そこの継続的な人材育成に、育成機関や財政的な支援が必要である。また障がい別、病気別だけではなく、地域で家庭全体を支えていく総合的な相談体制が必要である。	福祉保健課	国は、地域共生社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して解決する体制づくりと世帯全体の複合化、複雑化した課題を受け止める包括的、総合的な相談支援体制づくりを進めることとしています。県としても、研修等を通じて福祉に携わる人材の資質の向上を図るとともに、地域共生社会に向けた市町村の体制整備が進むよう、意識の醸成に取り組む予定です。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（3）障がい児支援の充実	担当課	回答
41	長期休業、連休などの場合、医療的な支援が行えるサービス事業者がまだまだ不足しており、サービスの利用を制限されるため、就労している単身家庭の介護家族は休職や離職に追い込まれることがある。行政は重度障がい者の支援にもっと力を入れるべきである。	子ども発達支援課	県としても、障がいのある子どもたちが利用するサービスの拡充が必要と認識しており、引き続き、サービス事業者や市町村等に対して、利用者や保護者のニーズに応じたサービスの提供や拡充等について、働きかけていきたいと思います。また、日本財団との共同プロジェクト「難病の子どもと家族の地域生活支援」において、医療的ケア児や重症児者とその家族が地域で安心・安全に生活できるよう引き続き検討していきたいと思います。

No ＼ 分野	1. 生活支援__（5）人材の育成・確保	担当課	回答
42	総合的な相談支援のできる人材育成、重度障がい者の個別支援の人材の育成は、行政が長期的なプログラムで行っていくべきである。また福祉人材の育成研修に発達障害、高次脳機能障害が少なく、対応が混乱している。もっと現場支援に適応できる研修を行う必要がある。	障がい福祉課（障がい福祉サービス担当、精神保健担当） 子ども発達支援課	県は、障害福祉サービス事業の従業者を対象として、相談支援や直接処遇などに係る各種研修を実施し、従業者の資質向上を図っています。 研修には、発達障がいや高次脳機能障がいに特化したものもあり、事業者にはこれらの研修を御活用いただければと考えています。 ＜研修事業＞ 高次脳機能障がい関係・・・高次脳機能障害普及事業支援拠点機関（医療法人十字会野島病院）に委託し実施（障がい福祉課精神保健担当）／地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業） 発達障がい関係・・・子ども発達支援課／障がい児者事業所職員等研修事業（発達障がい児者事業所職員研修）

No ＼ 分野	2. 保健・医療__（1）保健・医療の充実等	担当課	回答
43	長期療養中の小児科病棟や脳損傷者の病棟では、24時間の家族介護を長期に渡り認めているが、付添用のベッドが用意されているわけでもないし空間も保証されていない。乳幼児の場合、病人と同じベッドで寝ており、付き添う者が疲労困憊している現状がある。心身ともにケアが必要と考える。	医療政策課	病院では、通常、業者による付添用の簡易ベッドの貸し出しの斡旋が行われていますので、まずは、それを活用していただきたいと思います。また、適当なベッドが準備されない場合も、各病院には、患者やその家族の相談を受け付ける地域連携室がありますので、そこに御相談いただきたいと考えております。

No ＼ 分野	3. 安全・安心＿（1）防災対策の推進	担当課	回答
44	脳に障がいのある場合、防災情報を入手しにくいので、それぞれの地域で日常的に見守り、いざという時、即時に対応していける人材を配置すべき。それを市町村、各地域で明確な人材マップとして作成、日常点検が必要。	福祉保健課	災害時の要支援者の避難支援の取組については、市町村による避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を推進しています。また、支え愛マップの手法を活用した地域住民主体による避難支援の体制づくり等を支援しているところであり、県社会福祉協議会とともに、市町村、市町村社会福祉協議会を通じて、自治会等の取組を促進させていきたいと思います。

No ＼ 分野	3. 安全・安心＿（3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済	担当課	回答
45	情報処理機能に障がいのある人は、電話などの勧誘トラブルに巻き込まれやすい。高齢になるとなおさらそれが懸念される。生活の変化があるときに、すぐに相談電話や訪問支援が行えるようなネットワーク体制の構築が必要である。	消費生活センター	高齢者、障がい者等の消費者トラブルを防止するためには、様々な媒体を活用した積極的な啓発等と併せ、家族や地域による見守りネットワークの構築が重要であると考えています。 平成28年度は、引き続き悪質電話勧誘を阻止するための通話録音機器の市町村への貸付や、留守番電話への切り替えを推進するとともに、「特殊詐欺撲滅リーダー」を1名配置し、地域ぐるみで特殊詐欺被害を防止するための、地域の見守り担い手に対して助言・指導を行いました。 また、高齢者等の特殊詐欺被害を防止するため、タクシードライバー向けに「特殊詐欺被害防止テキスト」を作成・配布し、タクシー利用者への被害防止の声かけを推進するとともに、「特殊詐欺を防ぐ地域モデル検証事業」を市街地と中山間地域のそれぞれの社会福祉協議会・自治会に委託し、地域の特性に応じた高齢者等を見守る体制を構築するための取組を地域住民が一丸となって実施しました。 平成29年度は新たに、各地域で開催されている地域サロンを特殊詐欺防止の拠点として位置づけた取組を推進するとともに、モデル地区の成果のあった取組を全県に拡大していくこととしています。

No ＼ 分野	4. 生活環境＿（2）公共交通機関のバリアフリー化の推進等	担当課	回答
46	身体的なバリアフリーだけでなく、情報処理機能の問題もある。地域の足であったバス便が大幅に減少して、デマンドバス（市町村によって異なる）などが配置されているが、緻密な情報や連絡が必要な場合が多く、障害者や高齢者が使いにくい。利用者の使いやすさを配慮すること。	交通政策課	デマンドバスの利用に当たっては事前の電話予約など一般の路線バスの乗降に比べ手続きが煩雑になる場合もありますが、少子高齢化の進む中山間地域などでの公共交通の確保・維持に向けた新たな取り組みの一つであることから、その利用方法にはご理解いただきたいと思います。 なお、ご意見のあった内容については各市町村やバス事業者等で構成する地域交通協議会の中で共有し、より利用しやすい仕組みの構築に向けて意見交換したいと思います。

No ＼ 分野	5. 情報アクセシビリティ＿（1）情報アクセス・コミュニケーション支援の充実	担当課	回答
47	本人が情報を取りにくい障害の場合、パソコンはもちろん、タブレット端末が家庭にないことや家族も操作できないことも多く、情報の共有がしにくい現状がある。地域の支援者との情報共有が必要である。	障がい福祉課（生活支援担当）	支援者と必要な情報を共有することは大切な事だと思います。情報共有の仕方については、関係者間で必要に応じて工夫して頂ければと思います。

No ＼ 分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援＿（2）福祉的就労の底上げ	担当課	回答
48	B型事業所などが増えて障がい者の居場所が増えてくることはいいが、低賃金で精勤に通うことが要求されたり、居場所がなくなるのが不安で頑張りすぎる障がい者もいる。また、精神的にトラブルを抱えている人への支援が事業所にはない。心身ともに支援できるスタッフの養成をし運営に当たるべき。人材育成が必要。	障がい福祉課（就労支援担当）	県が策定している工賃3倍計画は、就労系事業所を利用されている障がい者の工賃向上を図るために策定したものではありますが、事業所は障がいの特性や程度、意向等を踏まえながら、工賃向上の取組を支援することとされており、作業効率向上だけを求めているものではありません。 計画の趣旨について、研修の機会を通じて改めて周知を図っていきたいと思います。

No ＼ 分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援＿（4）経済的自立の支援	担当課	回答
49	障がい者にも日々の生活がある。就労が継続され生活が安定してきたにもかかわらず、特別雇用などでの就労年数に制約があり、また始めから新しい職場を探しやっていかねばならない仕組みは問題がある。家族を支えている場合はなおさら深刻になっている。	就業支援課	県では関係機関と連携して、期間の定めのない正規雇用1万人チャレンジに取り組んでおり、障がい者の雇用の場の創出など、障がい者雇用の促進を図っています。 また、障がい者雇用アドバイザーを就業支援課に配置して企業訪問を行い、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用の働きかけを行うとともに、労働局等と協同で「障がいがある方と共に働くセミナー」や「精神障がい者雇用推進フォーラム」等を開催するほか、知事、労働局長及び県教育長の三者で商工団体に対して障がい者雇用の要請を行っています。 引き続き、こうした取組を通じて障がい者の雇用促進を図ってまいります。

No ＼ 分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等＿（4）文化芸術活動、スポーツ等の振興	担当課	回答
50	どんな障がい者でもスポーツも文化もあきらめるべきではないが、継続的に指導、協力していく人材が不足している。障がいのある人たちが真に楽しみ、喜びを感じるようなやり方を模索する必要がある。そのためにも指導者を積極的に育成すべき。また地域に、日常的に活動、交流していく場もなくてはならない。	スポーツ課 障がい福祉課（アート担当）	【スポーツ課】 県では、障がい者スポーツに関する正しい知識やルールを習得した障がい者スポーツ指導員を毎年養成するとともに、指導員の知識や指導技術を磨くフォローアップ研修を開催し指導員数の増加と資質の向上に努めています。また、気軽にスポーツに親しむ機会を提供するため県内東中西部の体育施設やプールにおいて定期的なスポーツ教室を年間通じて開催するとともに、施設等からの依頼に応じて障がい者スポーツ指導員を派遣し必要な指導を行っています。さらに、より多くの方にスポーツを楽しんでもらうきっかけとなるよう、平成28年度よりスポーツ体験会を実施したところであり、今後ともスポーツ環境の整備を進めていきます。 【障がい福祉課】 県では、平成27年4月にあいサポート・アートインフォメーションセンターを倉吉市に設置し、同センターにおいて、障がい福祉サービス事業所の職員等を対象とした障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会を開催するなどの人材育成事業を行っています。 また、障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動の促進を目的とした障がい者アート活動支援事業補助金においては、外部講師の招へい費等への補助を行っています。 これらの事業は今後も継続して実施していくこととしていますので、同センター等へ御相談ください。

No ＼ 分野	8. あいサポート運動の推進＿（1）県内ので取組み	担当課	回答
51	あいサポーター研修の内容、費用対効果に疑問がある。研修を終了した者が実際に行った活動は集計されているのか？行政職や福祉に関係する職業についている人は、この一般研修では無くもっと専門的な支援を学ぶべきであろう。	障がい福祉課（社会参加推進室）	あいサポーター研修を受講者した方の活動実績については集計していません。 あいサポート運動は、ちょっとした手助けや配慮を行うものであり、サポートする側の気持ちであると考えています。 また職務上必要な専門的な研修については、障害福祉サービス事業所の職員に対する資質向上のための研修を別途実施しているところです。

No ＼ 分野	8. あいサポート運動の推進＿（3）行政機関等における配慮	担当課	回答
52	各障がいについての知識のみで、「共に生きていく社会を」というのは難しい。あらゆる差別の問題もあり、一人一人が自分らしく生きていけるような社会環境作りを行政のあらゆる分野から積極的に行う必要がある。人権局はどういう位置で関わり協働しているのか？ （追記） 障がい福祉を含め、あらゆる分野で人権啓発・理解促進事業が行われているが、人権啓発や差別解消の取組に関しては、人権局が一括して取り組むのが良いのではないだろうか。 各部署がそれぞれ、各分野に特化した知識のみで、「共生社会」のような横断的・全体的な目標に進むのは難しいし、密な連携をしなければ非効率的な取組になってしまうように思われる。 人権局が、基本的なノウハウ等をもとに、様々な分野の人権啓発・差別解消事業に取組み、専門的な部分や現場に近い部分を各部署に振り分ける、というやり方をとれば、より効果的・効率的な取組ができるのではないか。あいサポート運動も、人権局が主体となっても良いのではないか。	人権・同和対策課	人権局では、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」にもとづき、各分野ごとの担当所属も関わり、人権施策の基本となるべき「鳥取県人権施策基本方針」を定めています。この基本方針において、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進や相談・支援の充実について掲げ、同和問題、男女共同参画、障がいのある人の人権など14分野にわたって施策の基本的方向を示しています。 人権局は周知・啓発について協力をしながら、各分野の人権施策の推進については、その分野に関わる所属が主体となって推進することが効果的であると考えております。

No ＼ 分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進＿（2）権利擁護の推進	担当課	回答
53	権利擁護事業を使ったほうが良いと思われる本人がいても、本人も家族もそのことによる利点などがわかっていないこともある。利用者に頻繁に混乱が起こる場合などは、法的な関わりだけでは支えきれない。地域の支援ネットワークや日常的な生活支援などが入る必要がある。	障がい福祉課（生活支援担当）	地域にある社会資源の活用や自立支援協議会での課題解決に向けた検討などが重要と考えます。また、このご意見の内容は市町村が主体となって取り組むべきものと考えますが、県としても必要に応じて、助言や支援等の支援を行っていきたいと思います。

障害者施策推進協議会委員名	藤原　美江子

「このゆびと一まれ」理事長

No ＼ 分野	1. 生活支援＿（2）在宅サービス等の充実	担当課	回答
54	《訪問看護サービスの利用について》在宅で生活している重度心身障害者（気管切開あり）医療行為必要な方。障がい児でこのような身体状況であれば、毎日の訪問看護サービス利用ができるが、障がい者の方は週3日のサービス利用しかできないという現状がある。県単位で児の方と同じように毎日利用できるような方策を考えていただきたい。	医療指導課 障がい福祉課	医療保険における取扱いについて、以下のとおり回答します。 居宅への訪問看護は週3日が限度となっていますが、一定の疾病や、状態の者については、週4日目以降も保険適用されます。 この取扱いは、障がい認定の有無や、患者の年齢（児・者の別）に関わりありません。 従って、症状によっては毎日利用できる可能性がありますので、詳しくは訪問看護事業所にお尋ねください。

No ＼ 分野	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実	担当課	回答
55	《グループホーム等支援について》強度行動障がい者の方の支援において、毎日ではないが、支援者加配が必要となっている現状がある。特に、強度行動障がい者の方が入所するグループホーム等に、短期入所の方の来所している時には、お互いが不安定になるためさらに加配の必要性が増す。県単位で補助金等を今後考えていただきたい。	障がい福祉課(障がい福祉サービス担当)	強度行動障がい者の支援のあり方については、現在、県独自で設けている補助金(強度行動障がい者入居支援事業)の見直しなども含め、検討をしているところです。

障害者施策推進協議会委員名	足立　修栄

(福)もみの木福祉会常務理事

No ＼ 分野	1. 生活支援__(5)人材の育成・確保	担当課	回答
56	障害福祉分野においても人材の確保が極めて困難となりつつあります。少子高齢化のなかで何らかの対策を打たないと事業の継続性すら危うい状況であると認識しています。各事業所の働き易い環境整備はもちろんでありますが、行政における取組も併せて必要であると思います。高齢、保育、障がいの分野別にこだわることなく横断的かつ柔軟な取り組みが必要であると思います。例えば、保育学科を卒業し障がい分野へ就職すると奨学金を返済しなければならないといった事例など改善すべきと思います。	障がい福祉課(障がい福祉サービス担当)	国の平成29年度報酬改定で、障がい福祉人材の処遇改善への対応が予定されているところです。 具体の取扱いについては、障害福祉サービス報酬にかかる「福祉・介護職員処遇改善加算」の上乗せ評価で対応されるものと思われますが、加算取得の条件等、詳細がわかり次第、事業所へご案内し、取得について働きかけ等を行っていきたいと考えています。

No ＼ 分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__(2)権利擁護の推進	担当課	回答
57	障がいのある人たちの権利擁護について、法的整備が着実に整いつつある一方で、凄惨な事件や虐待事案が繰り返し発生しております。身近でかかわる職員研修はもちろん、権利擁護に向けての環境整備の必要性を思います。国は成年後見利用促進に向けて取り組みを始めておりますが、身近な市町村においては取り組みに格差が散見されます。必要な人には取り組みが届くよう市町村への働きかけをお願いします。 (追記) 申立てへの経済的支援の有無や、支援を受けるための条件に、市町村で差があると感じている。(具体的な事案があったわけではない)	障がい福祉課(生活支援担当)	地域生活支援事業の必須事業とされている成年後見利用支援事業については、12市町村が実施しているところですが、全市町村で実施されるよう市町村に勧奨していきます。

障害者施策推進協議会委員名	寺西　健一

岩美町教育長

分野 No	1. 生活支援＿（3）障がい児支援の充実　及び　7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等＿（2）教育環境の整備	担当課	回答
58	重症心身障害児（人工呼吸器使用児童）が県立特別支援学校へ通学する場合、現状では保護者の送迎に任せるしか通学の手段がない。 県立特別支援学校には通学支援策としてスクールバスを運行していただき大変ありがたく感じているが、人工呼吸器使用児童のように医療行為が必要となる児童は乗車ができない。 また、県補助事業（市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金）は承知しており、当該補助を利用し、町では通学支援（タクシーに医療職に同乗してもらい送迎を行う。）を検討してはいるが、医療職（医師、看護師）の確保が困難であり実施は難しい。 福祉分野でも地域生活支援事業の中で移動支援事業があるが、長期かつ継続的な支援である通学支援には利用ができない。また、上記と同様に医療職の確保が困難である。 県と市町村、医療・福祉分野が協力し、医療行為が必要な児童生徒が円滑に通学できるよう支援ができないか。 【参考】滋賀県　医療的ケア児童生徒通学支援研究会	特別支援教育課 子ども発達支援課	【特別支援教育課】 医療職の確保について、医療担当部局に働きかけていくなど、通学支援制度がより充実したものとなるよう、今後も継続的に検討していきたいと思います。 【子ども発達支援課】 通学に関する支援は一義的には学校が取り組むべきものと考えますが、医療的ケアが必要な障がい児者に対する支援については、当事者や家族、関係団体及び関係機関からのニーズを基に、関連する分野が連携して地域生活に必要なサービスの提供等について今後検討したいと思います。 また、日本財団との共同プロジェクトにおいて「難病の子どもと家族の地域生活支援」をテーマに、支援体制づくりや地域生活を支えるための人材育成や拠点整備に取り組んでいるところであり、今後も引き続き医療的ケアが必要な障がい児者の支援の充実について検討していきます。